平成２３年（フ）第１８号
群馬県前橋市富士見町原之郷1624番地３
債務者　小澤　行夫
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１９号
群馬県前橋市富士見町原之郷1624番地３
債務者　小澤　雅子（旧姓薮崎）
１　決定年月日時　平成23年１月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所

平成２３年（フ）第１８号
群馬県高崎市中泉町620番地７　シティハイツトレニア103号
債務者　丸山ひとみ
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１９号
群馬県高崎市常盤町41番地
債務者　品田　雄二
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１３５４号
千葉市花見川区作新台６丁目19番47号　作新台ハイツ６号館201号
債務者　大夛和　昇
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５５２号
千葉県市川市南八幡４丁目17番19―203号　ヤサカハイムⅢ、旧住所東京都足立区南花畑２丁目24番14号第３ときわハイツ101
債務者　伊藤　　明
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５８６号
千葉市稲毛区作草部町792番地　第２クロカワハイツ202号
債務者　中川　和雄
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７５号
千葉県市原市ちはら台南４丁目22番地２　コモドフォレスタⅡ101
債務者　中山　安世
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１４号
新潟市西区青山２丁目３番32号　プレステージ青山912号
債務者　金山　卓也
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２６号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字村山1988番地
債務者　山崎　正人
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６４１号
新潟市西蒲区巻乙1801番地５
債務者　樋口　　忍
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９４号
新潟県燕市吉田東栄町35番８号
債務者　大岩　佳美
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１８号
新潟市東区牡丹山１丁目８番７号　ホワイトハウス103号
債務者　阿部俊一郎
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７１９号
新潟市東区牡丹山１丁目８番７号　ホワイトハウス103号
債務者　阿部マヨミ
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３３号
新潟市東区松崎２丁目19番10号
債務者　中澤　和世
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４４号
新潟市東区藤見町１丁目４番38号　ふじみ苑308号、前住所新潟市江南区亀田水道町４丁目５番34号
債務者　荒川　加奈（旧姓神田）
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７４６号
新潟市秋葉区横川浜518番地11
債務者　西山　尚子
１　決定年月日時　平成23年１月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７６３号
新潟市西区坂井１丁目８番20号
債務者　秋葉　愛子
１　決定年月日時　平成23年１月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
新潟地方裁判所民事部